

令和8年度 水質検査計画



時津町 建設水道部 上下水道課

時津町上下水道課 令和8年度水質検査計画

時津町上下水道課では毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定し、お客様に対し情報提供を行っております。これに基づき令和8年度の水質検査計画を策定しましたので公表します。

●水質検査計画とは

水道法施行規則により、水道事業者は、水源種別、過去の水質検査結果、水源周辺の状況等について総合的に検討し、自らの判断により水質検査等の内容を定めた水質検査計画を策定し、毎事業年度開始前に水道の需要者に対して情報提供することとされております。

時津町上下水道課の水質検査計画目次

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 原水及び浄水の水質状況
4. 検査項目及び検査回数
5. 検査地点
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査方法
8. 水質検査計画及び検査結果の公表
9. 水質検査の精度と信頼性保証
10. 関係者との連携



1. 基本方針

水道水が水質基準に適合し、安全であることを保証するため、以下の方針で水質検査を行います。

- (1) 検査地点は、浄水については、水道法で検査が義務づけられた給水栓で行います。原水については、各浄水場内のサンプリング水栓で行います。
- (2) 検査項目は、水質基準項目について全ての項目を検査します。水質管理目標設定項目については、必要な項目を検査します。また、浄水場の維持管理上必要な項目及び原水についても検査を行います。
- (3) 水質基準項目の検査回数は、安全性の確保を重視し省略しません。
- (4) 給水栓の検査回数については、水道法に基づき、1日1回行う5項目の検査及びおおむね1ヶ月に1回行う9項目の検査に加え、おおむね2ヶ月に1回、臭気物質2項目を除く50項目の基準項目検査を行います。
- (5) 水質目標管理設定項目の一部の項目と原水の検査回数はそれぞれの状況に応

じて設定します。

2. 水道事業の概要

(1) 給水状況

- ① 給水区域 一部の山間部を除く行政区域のほぼ全域
- ② 給水人口 28,949人(令和6年度末)
- ③ 普及率 99.8%(令和6年度末)
- ④ 一日最大給水量 9,112 m³ (令和6年度)
- ⑤ 一日平均給水量 8,398 m³ (令和6年度)

(2) 浄水場の名称及びその水源

時津町の水道は、中山ダム、久留里ダム、子々川川、日並川、子々川ボ-リング及び長崎市の西海川を水源とする子々川浄水場と元村1号、2号ボ-リング及び時津川を水源とする元村浄水場の2つの施設から浄水を送水しています。

表1に浄水施設、表2に配水施設の概要を示します。



浄水施設の概要

表1

浄水場名称	子々川浄水場	元村浄水場
所在地	子々川郷1740番地	元村郷473番地
水源(種別)	西海川、谷口川(表流水) 中山ダム(貯水) 子々川川(表流水) 久留里ダム(貯水) 日並川(表流水及び深井戸水) 子々川ボ-リング(深井戸水)	元村1号ボ-リング(深井戸水) 元村2号ボ-リング(深井戸水) 時津川(表流水)
浄水施設	凝集沈殿→急速ろ過→粒状活	生物活性炭ろ過(河川表流水の)

	活性炭ろ過→消毒	み) →急速ろ過→消毒
施設能力(m ³ /日)	12,000	1,000

配水施設の概要

表2

配水池名称	容量×池数	配水池名称	容量×池数
日並配水池	1,000 m ³ ×3	左底配水池(新)	1,200 m ³ ×1
	2,000 m ³ ×1	左底配水池(旧)	300 m ³ ×1
久留里配水池	2,000 m ³ ×2	小島田配水池	300 m ³ ×1
西時津配水池	500 m ³ ×2	高尾配水池	200 m ³ ×1



日並配水池



高尾配水池

3. 原水及び水道水の状況

(1) 原水(浄水場入口の水) 水質で留意すべき状況

1) 浄水場ごとに留意すべき事項、対象項目及び対処方法は表3のとおりです。

表3

浄水場	水源	留意すべき事項	対象項目	対処方法
子々川	西海川 (谷口川)	降雨による濁水	濁度	取水停止、水源切替、凝集剤適正注入
		畜産施設排水	アンモニア性窒素	取水停止、水源切替
			クリプトスポリジウム	ろ過水濁度適正管理
	田畑への農薬散布	農薬類	粒状活性炭処理	
	中山ダム	降雨による濁水	濁度	凝集剤適正注入
		富栄養化の進行	窒素、リン	合併浄化槽等の整備
		藻類の増殖	2-MIB、ジェオスミン	粒状活性炭処理
	久留里ダム(久留里井戸)	藻類の増殖	2-MIB、ジェオスミン	粒状活性炭処理
		取水井への海水流入	塩分濃度	導電率計設置
	子々川川	田畑への農薬散布	農薬類	粒状活性炭処理
日並川 (橋高地池放流)	田畑への農薬散布	農薬類	粒状活性炭処理	
	藻類の増殖	2-MIB、ジェオスミン	粒状活性炭処理	

元村	1号ボーリング	高硬度	硬度（カルシウム、マグネシウム等）	子々川浄水場系との混合
	時津川	降雨による濁水	濁度	取水停止

2)各浄水場着水井(入口)の水質検査結果は別表1及び別表2のとおりです。

(2) 水道水の状況

1)水道水は水質基準全てを満足しており、安全で良質な水をお届けしています。

2)水道水（各浄水場浄水）の水質検査結果は別表3及び別表4のとおりです。

4. 検査項目及び検査回数

(1) 毎日検査

色、濁り、臭気、味、残留塩素の検査は別表5のとおり、水道法に基づき1日1回の検査を行います。

(2) 水道水水質基準項目の検査（52項目）

水質基準項目の検査は別表6のとおり行います。なお、検査は厚生労働省登録検査機関に委託して行います。

① 1ヶ月に1回の検査項目

ア. 下記9項目の検査を行います。

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素量(TOC)の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度

② おおむね2ヶ月に1回の検査項目

ア. 下記の13項目です。

シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン

イ. 上記以外の項目と臭気物質を除く27項目については過去の検出状況から判断すると検査頻度を減少できる項目ですが、水源及び原水の状況を考慮して、全ての項目について令和8年度においても、おおむね2ヶ月に1回の検査を行います。

③ 臭気物質（ジエオキシ、2-メチルイソボルネオール）の検査

臭気物質については、水源でカビ臭が発生するおそれのある期間（5～11月）に1ヶ月に1回の検査を行います。

(3) 水道原水の水質基準項目検査（39項目）

水道原水の水質基準項目検査は、各原水について別表7のとおり行います。

(4) その他

水質基準とするに至らないが、水道水中での検出の可能性があるので、水質管理上留意すべき項目として設定された水質管理目標設定項目については、水質基準に準じ、必要な検査項目は別表8のとおり水質検査を行います。

水質管理目標設定項目の農薬類については、西彼保健所と検査項目や時期及び回数について協議を行い決定します。

また、クリプトスポリジウム、ジアルジアやダイオキシン類等の検査については、安全確認などのために、別表9のとおり検査を行います。

表4

配水池名	管末検査給水栓の場所	配水池名	管末検査給水栓の場所
日並	浜田郷 1636 防火水槽横検査用給水栓	西時津	浜田郷溝川公園給水栓
久留里	元村郷 473 元村浄水場内検査用給水栓	小島田	浜田郷 1365 付近の橋横検査用給水栓
左底	野田郷 19-5 付近の橋横検査用給水栓	高尾	元村郷 1299 付近の橋横検査用給水栓

5. 検査地点

- (1) 1日1回行う検査については、子々川浄水場から送水される町内の配水池系統ごとに、6箇所の給水栓(表4参照)と元村浄水場の浄水について行います。
- (2) 水質基準項目の検査の採水は、子々川浄水場からの浄水は浜田郷 1636 防火水槽横検査用給水栓(日並配水池の管末給水栓)で行います。元村浄水場からの浄水は、元村浄水場内の検査用給水栓で行います。

また、原水については、子々川浄水場の原水は子々川浄水場内の各原水サンプリング栓から、また、元村浄水場の水源である原水については、元村浄水場内の各原水サンプリング栓から採水を行います。

6. 臨時の水質検査

水道水が水質基準に適合しないおそれがある次のような場合には、臨時の水質検査を行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源に異常があったとき
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- (4) 浄水過程に異常があったとき
- (5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- (6) その他特に必要があると認められるとき

7. 水質検査方法

水質検査は、毎日行う検査以外については、厚生労働省に登録している検査機関に委託して行います。

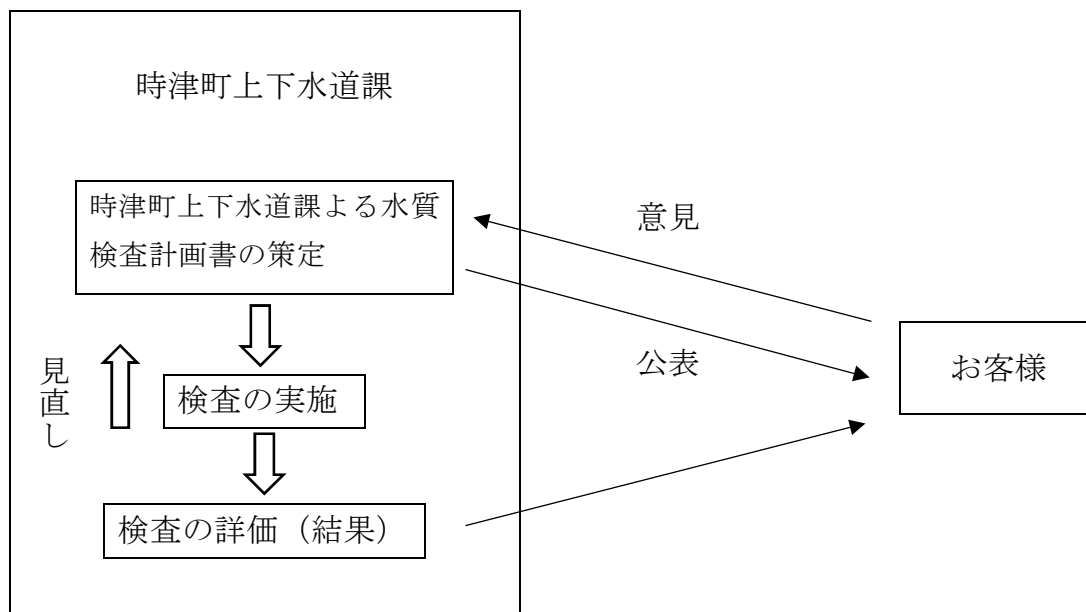
令和6年度及び令和7年度の検査委託機関は、(株)協環でした。

また、令和8年度検査委託機関については、令和8年4月に実施する入札により、決定します。

水質検査方法は水質基準に関する省令(平成15年5月30日 厚生労働省令第101号)に基づき告示された「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成15年7月22日 厚生労働省令第261号)により行い、省令に記載されていない項目については上水試験方法(日本水道協会編)などにより行います。

8. 水質検査計画及び水質検査結果の公表について

水質検査計画書は毎年度見直しを行い、ホームページで公表します。また、水道の水質検査結果及びその他の検査結果についてもホームページで公表します。



9. 水質検査の精度と信頼性保証

(1) 水質検査を委託する検査機関の事前調査

厚生労働省が実施する外部精度管理のひとつである統一試料の検査結果書などについて、検査機関の事前調査を行うことで検査機関の信頼性を検証し、信頼性・信頼性が高い検査機関に水質検査を委託します。

(2) 委託検査機関立入検査

1年に1回以上委託検査機関の立入検査を実施し、検査機関の内部精度管理や外部精度管理等について、聴取を行うとともに事前調査のとおり水質検査が適性に実施されているかの確認を行います。

10. 関係者との連携

水道水が原因と考えられる伝染病等が発生した場合は、直ちに給水停止の措置を行うとともに、西彼保健所と連携を取り迅速に水質検査を行い、原因調査を行います。

また、水源において水質事故が発生した場合には、その水源からの取水を停止するとともに、西彼保健所と連携を取り、迅速に水質検査を行い、原因調査を行います。

原水の水質状況

令和2年度から令和7年度までの子々川浄水場入口(着水井)の原水水質は下記のとおりです。

別表1

検査項目	浄水水質基準 (参考値)								最高値
		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
1 一般細菌	≦100/ml	330	50	100	72	58	130	330	
2 大腸菌	不検出	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	
3 カドミウム及びその化合物	≦0.003mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0002	<0.0002	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
4 水銀及びその化合物	≦0.0005mg/l	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	
5 セレン及びその化合物	≦0.01mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
6 鉛及びその化合物	≦0.01mg/l	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
7 ヒ素及びその化合物	≦0.01mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
8 六価クロム化合物	≦0.05mg/l	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002	
9 亜硝酸態窒素	≦0.04mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	≦0.01mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
11 硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	≦10mg/l	1.1	0.7	0.9	1.0	<1.0	1.0	1.1	
12 フッ素及びその化合物	≦0.8mg/l	<0.08	<0.08	0.06	<0.05	<0.08	<0.08	0.06	
13 ホウ素及びその化合物	≦1.0mg/l	0.08	0.11	0.09	0.09	<0.1	0.10	0.11	
14 四塩化炭素	≦0.002mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
15 1,4-ジオキサン	≦0.05mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	≦0.04mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
17 ジクロロメタン	≦0.02mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
18 テトラクロロエチレン	≦0.01mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
19 トリクロロエチレン	≦0.03mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
20 ベンゼン	≦0.01mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
32 亜鉛及びその化合物	≦1.0mg/l	<0.05	<0.05	<0.01	<0.02	<0.1	<0.1	<0.1	
33 アルミニウム及びその化合物	≦0.2mg/l	3.00	0.10	0.18	0.12	1.00	0.10	3.00	
34 鉄及びその化合物	≦0.3mg/l	0.08	0.18	0.25	0.45	0.21	0.18	0.45	
35 銅及びその化合物	≦1.0mg/l	<0.005	<0.005	<0.01	<0.01	<0.1	<0.1	<0.1	
36 ナトリウム及びその化合物	≦200mg/l	13	17	16	16	8	15	17	
37 マンガン及びその化合物	≦0.05mg/l	0.082	0.047	0.088	0.098	0.057	0.099	0.099	
38 塩化物イオン	≦200mg/l	13.5	19.9	17.0	16.0	10.0	18.0	19.9	
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	≦300mg/l	68	76	84	86	35	130	130	
40 蒸発残留物	≦500mg/l	190	158	250	280	86	200	280	
41 陰イオン界面活性剤	≦0.2mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	
42 ジェオスミン	≦0.00001mg/l	0.000002	0.000005	0.000003	0.000003	0.000001	0.000003	0.000005	
43 2-メチルイソホルネオール	≦0.00001mg/l	<0.000001	0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000002	<0.000001	0.000002	
44 非イオン界面活性剤	≦0.02mg/l	<0.002	<0.002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
45 フェノール類	≦0.005mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
46 有機物(TOC)	≦3mg/l	2.3	1.7	1.4	1.8	1.6	1.6	2.3	
47 pH値	5.8 ≧, ≦8.6	7.5	7.5	7.4	7.5	7.3	7.4	7.5	
49 臭気	異常でないこと	藻臭	生ぐさ臭	藻臭	弱藻臭	異常なし	異常なし	—	
50 色度 (度)	≦5度	25.0	5.7	5.0	14.0	15.0	8.7	25.0	
51 濁度 (度)	≦2度	26.0	3.9	7.4	17.0	11.0	6.6	26.0	
採水年月日		R2.7.14	R3.7.27	R4.7.26	R5.7.12	R6.7.23	R7.7.22		

≦は以下、≧は以上、<は未満を示す。

原水水質基準は法の定めはないため、水道水(浄水)水質基準値を参考に掲載しています。

※項目9の亜硝酸態窒素は平成26年4月1日、法改正により追加

原水の水質状況

令和2年度から令和7年度までの元村浄水場入口(着水井)の原水水質は下記のとおりです。

別表2

検査項目	浄水水質基準 (参考値)								最高値
		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
1 一般細菌	≦100/ml	72	42	300	130	180	0	300	
2 大腸菌	不検出	検出しない	検出しない	検出する	検出しない	検出する	検出しない	検出する	
3 カドミウム及びその化合物	≦0.003mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0002	<0.0002	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
4 水銀及びその化合物	≦0.0005mg/l	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	
5 セレン及びその化合物	≦0.01mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
6 鉛及びその化合物	≦0.01mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
7 ヒ素及びその化合物	≦0.01mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
8 六価クロム化合物	≦0.05mg/l	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002	
9 亜硝酸態窒素	≦0.04mg/l	<0.004	<0.004	0.035	<0.004	<0.004	<0.004	0.035	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	≦0.01mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
11 硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	≦10mg/l	1.1	0.9	0.7	0.9	<1.0	1.0	1.1	
12 フッ素及びその化合物	≦0.8mg/l	<0.08	<0.08	<0.05	<0.05	<0.08	<0.08	<0.08	
13 ホウ素及びその化合物	≦1.0mg/l	<0.05	<0.05	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.05	
14 四塩化炭素	≦0.002mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
15 1,4-ジオキサン	≦0.05mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	≦0.04mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
17 ジクロロメタン	≦0.02mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
18 テトラクロロエチレン	≦0.01mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
19 トリクロロエチレン	≦0.01mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
20 ベンゼン	≦0.01mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
32 亜鉛及びその化合物	≦1.0mg/l	<0.05	<0.05	<0.01	<0.02	<0.01	<0.01	<0.05	
33 アルミニウム及びその化合物	≦0.2mg/l	<0.02	<0.02	0.02	0.06	<0.02	<0.02	0.06	
34 鉄及びその化合物	≦0.3mg/l	<0.03	<0.03	0.02	0.02	<0.03	<0.03	0.02	
35 銅及びその化合物	≦1.0mg/l	<0.005	<0.005	<0.01	<0.01	<0.1	<0.1	<0.1	
36 ナトリウム及びその化合物	≦200mg/l	20	21	17	19	17	17	21	
37 マンガン及びその化合物	≦0.05mg/l	<0.005	0.01	0.007	0.021	<0.005	0.006	0.021	
38 塩化物イオン	≦200mg/l	10.8	11.5	12.0	10.0	11.0	10.0	12.0	
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	≦300mg/l	108	119	120	110	110	88	120	
40 蒸発残留物	≦500mg/l	206	202	270	280	190	250	280	
41 陰イオン界面活性剤	≦0.2mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	
42 ジェオスミン	≦0.00001mg/l	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	
43 2-メチルイソボルネオール	≦0.00001mg/l	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	
44 非イオン界面活性剤	≦0.02mg/l	<0.002	<0.002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
45 フェノール類	≦0.005mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
46 有機物(TOC)	≦3mg/l	<0.3	<0.3	0.7	0.3	0.5	<0.3	0.7	
47 pH値	5.8≧, ≦8.6	7.7	7.7	7.3	7.6	7.6	7.5	7.7	
49 臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	-	
50 色度 (度)	≦5度	<0.5	<0.5	1.2	<0.5	1.2	0.5	1.2	
51 濁度 (度)	≦2度	<0.1	<0.1	0.1	0.2	<0.1	<0.1	0.2	
採水年月日		R2.7.14	R3.7.27	R4.7.27	R5.7.12	R6.7.23	R7.7.23		

≦は以下、≧は以上、<は未満を示す。

原水水質基準は法の定めはないため、水道水(浄水)水質基準値を参考に掲載しています。

※項目9の亜硝酸態窒素は平成26年4月1日、法改正により追加

水道水(浄水)の水質状況
 令和6年度と令和7年度の子々川浄水場浄水の水質検査結果は下表のとおりです。

別表3

検査項目	水質基準	令和6年度						令和7年度						最高値
		1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	
1 一般細菌	≤100/ml	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2 大腸菌	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない
3 ホムカム及びその化合物	≤0.003mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
4 水銀及びその化合物	≤0.0005mg/l	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
5 セレン及びその化合物	≤0.01mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
6 鉛及びその化合物	≤0.01mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
7 ヒ素及びその化合物	≤0.01mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
8 六価クロム化合物	≤0.02mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
9 亜硝酸態窒素	≤0.04mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
10 シアン化合物イオン及び塩化シアニド	≤0.01mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
11 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	≤10mg/l	<1.0	<1.0	<1.0	1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	1.2	1.2
12 フッ素及びその化合物	≤0.8mg/l	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
13 ホウ素及びその化合物	≤1.0mg/l	0.10	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.10	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.10
14 四塩化炭素	≤0.002mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
15 1,4-ジオキサン	≤0.05mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	≤0.04mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
17 ジクロロメタン	≤0.02mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
18 テトラクロロエチレン	≤0.01mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
19 トリクロロエチレン	≤0.03mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
20 ベンゼン	≤0.01mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
21 塩素酸	≤0.6mg/l	0.08	0.15	0.23	0.11	<0.06	<0.06	0.09	0.17	0.39	<0.06	<0.06	<0.06	0.39
22 クロロ酢酸	≤0.02mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
23 クロホルム	≤0.06mg/l	<0.006	0.008	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	0.007	<0.006	<0.006	<0.006	0.008
24 ジクロロ酢酸	≤0.04mg/l	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
25 ジブクロロメタン	≤0.1mg/l	0.010	<0.01	0.010	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.020	0.010	<0.01	<0.01	0.010	0.020
26 臭素酸	≤0.01mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
27 総トリハロメタン	≤0.1mg/l	0.02	0.01	0.02	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.04	0.03	<0.01	<0.01	0.02	0.04
28 トリクロロ酢酸	≤0.2mg/l	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
29 ブロモジクロロメタン	≤0.03mg/l	0.004	0.005	0.008	0.006	0.004	0.005	0.005	0.011	0.009	0.005	0.004	0.007	0.011
30 ブロホルム	≤0.09mg/l	0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	0.009
31 ホルムアルデヒド	≤0.08mg/l	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
32 亜鉛及びその化合物	≤1.0mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
33 アルミニウム及びその化合物	≤0.2mg/l	<0.02	<0.02	0.04	0.03	0.02	0.03	0.03	0.07	0.07	0.03	0.02	0.02	0.07
34 鉄及びその化合物	≤0.3mg/l	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
35 銅及びその化合物	≤1.0mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
36 ナトリウム及びその化合物	≤200mg/l	19	10	17	14	14	13	14	17	15	16	15	14	19
37 マンガン及びその化合物	≤0.05mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
38 塩化物イオン	≤200mg/l	22.0	12.0	20.0	18.0	19.0	18.0	20.0	25.0	19.0	20.0	25.0	19.0	25.0
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	≤300mg/l	80	36	84	73	72	86	80	88	76	84	78	74	88
40 蒸発残留物	≤500mg/l	200	100	170	160	140	140	150	180	190	160	170	190	200
41 陰イオン界面活性剤	≤0.2mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
42 ジェオスミン	≤0.00001mg/l	<0.000001	<0.000001	<0.000001	-	-	-	<0.000001	<0.000001	<0.000001	-	-	-	<0.000001
43 2-メチルイソボルネオール	≤0.00001mg/l	<0.000001	<0.000001	<0.000001	-	-	-	<0.000001	<0.000001	<0.000001	-	-	-	<0.000001
44 非イオン界面活性剤	≤0.02mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
45 フェノール類	≤0.005mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
46 有機物(TOC)	≤3mg/l	0.8	0.6	0.7	0.8	0.7	0.9	0.8	1.0	1.1	0.6	0.7	0.9	1.1
47 pH値	5.8≧, ≦8.6	7.4	7.2	7.4	7.3	7.3	7.6	7.4	7.3	7.3	7.6	7.3	7.6	7.6
48 味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49 臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50 色度 (度)	≦5度	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
51 濁度 (度)	≦2度	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
採水年月日		R6.5.7	R6.7.16	R6.9.12	R6.11.6	R7.1.7	R6.3.4	R7.5.12	R7.7.15	R7.9.4	R7.11.18	R8.1.6	R8.3.4	

≦は以下、≧は以上、<は未満を示す。

ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール 検査の採水日	R6年度	1回目	R6.5.7	2回目	R6.6.5	3回目	R6.7.16	4回目	R6.8.6	5回目	R6.9.12	6回目	R6.10.2
	R7年度	1回目	R7.5.12	2回目	R7.6.2	3回目	R7.7.15	4回目	R7.8.5	5回目	R7.9.4	6回目	R7.10.6

水道水(浄水)の水質状況
 令和6年度と令和7年度の元村浄水場浄水の水質検査結果は下表のとおりです。

別表4

検査項目	水質基準	令和6年度						令和7年度						最高値
		1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	
1 一般細菌	≦100/ml	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2 大腸菌	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない
3 ガシム及びその化合物	≦0.003mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
4 水銀及びその化合物	≦0.0005mg/l	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
5 セレン及びその化合物	≦0.01mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
6 鉛及びその化合物	≦0.01mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
7 ヒ素及びその化合物	≦0.01mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
8 六価クロム化合物	≦0.02mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
9 亜硝酸態窒素	≦0.04mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	≦0.01mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
11 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	≦10mg/l	1.0	<1.0	<1.0	1.0	<1.0	<1.0	1.1	1.1	<1.0	<1.0	<1.0	1.0	1.1
12 フッ素及びその化合物	≦0.8mg/l	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
13 ホウ素及びその化合物	≦1.0mg/l	0.10	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.10
14 四塩化炭素	≦0.002mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
15 1,4-ジオキサン	≦0.05mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	≦0.04mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
17 ジクロロメタン	≦0.02mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
18 テトラクロロエチレン	≦0.01mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
19 トリクロロエチレン	≦0.03mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
20 ベンゼン	≦0.01mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
21 塩素酸	≦0.6mg/l	<0.06	0.07	0.11	<0.06	<0.06	<0.06	0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	0.11
22 クロロ酢酸	≦0.02mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
23 クロロホルム	≦0.06mg/l	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
24 ジクロロ酢酸	≦0.04mg/l	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
25 ジブクロロメタン	≦0.1mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
26 臭素酸	≦0.01mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
27 総トリハロメタン	≦0.1mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
28 トリクロロ酢酸	≦0.2mg/l	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
29 ブロモジクロロメタン	≦0.03mg/l	<0.003	<0.003	0.004	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.004
30 ブロモホルム	≦0.09mg/l	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009
31 ホルムアルデヒド*	≦0.08mg/l	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
32 亜鉛及びその化合物	≦1.0mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
33 アルミニウム及びその化合物	≦0.2mg/l	<0.02	<0.02	0.04	0.02	0.03	0.03	0.02	0.04	0.02	0.03	<0.02	<0.02	0.04
34 鉄及びその化合物	≦0.3mg/l	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
35 銅及びその化合物	≦1.0mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
36 ナトリウム及びその化合物	≦200mg/l	16	19	20	18	20	20	20	20	19	20	21	19	21
37 マグネシウム及びその化合物	≦0.05mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
38 塩化物イオン	≦200mg/l	12.0	11.0	20.0	12.0	14.0	13.0	16.0	13.0	14.0	15.0	15.0	14.0	16.0
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	≦300mg/l	120	110	120	120	130	160	130	130	130	130	130	130	160
40 蒸発残留物	≦500mg/l	250	170	230	220	230	220	230	200	240	210	230	210	250
41 陰イオン界面活性剤	≦0.2mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
42 ジェオスミン	≦0.00001mg/l	<0.000001	<0.000001	<0.000001	—	—	—	<0.000001	<0.000001	<0.000001	—	—	—	<0.000001
43 2-メチルイソボルネオール	≦0.00001mg/l	<0.000001	<0.000001	<0.000001	—	—	—	<0.000001	<0.000001	<0.000001	—	—	—	<0.000001
44 非イオン界面活性剤	≦0.02mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
45 フェノール類	≦0.005mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
46 有機物(TOC)	≦3mg/l	0.3	0.3	0.5	0.3	<0.3	0.4	<0.3	0.3	0.3	0.3	<0.3	<0.3	0.5
47 pH値	5.8≧、≦8.6	7.8	7.7	7.6	7.8	7.8	8.1	7.8	7.7	7.7	7.8	7.9	7.9	8.1
48 味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49 臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50 色度 (度)	≦5度	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
51 濁度 (度)	≦2度	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
採水年月日		R6.5.7	R6.7.16	R6.9.12	R6.11.6	R7.1.7	R7.3.4	R7.5.12	R7.7.15	R7.9.4	R7.11.18	R8.1.6	R8.3.4	

≦は以下、≧は以上、<は未満を示す。

ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール	R6年度	1回目	R6.5.7	2回目	R6.6.5	3回目	R6.7.16	4回目	R6.8.6	5回目	R6.9.12	6回目	R6.10.2
検査の採水日	R7年度	1回目	R7.5.12	2回目	R7.6.2	3回目	R7.7.15	4回目	R7.8.5	5回目	R7.9.4	6回目	R7.10.6

法令に基づく水質検査
(1) 毎日検査 1日1回行なう水質検査

別表5

項目 No.	項目	基準値	検査回数(回/年)	
			子々川浄水場系各配水池管末給水栓6ヶ所	元村浄水場浄水1ヶ所
1	色	異常のないこと	365	
2	濁り	異常のないこと	365	
3	臭気	異常のないこと	365	
4	味	異常のないこと	365	
5	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上	365	

法令に基づく水質検査
(2) 浄水水質基準項目(R8年度より52項目に改正)

別表6

項目 No.	水質基準項目	基準値	過去の検査結果を基に法令の設定基準に照らした検査回数	検査回数(回/年)	
				日並配水池(子々川浄水場系)管末給水栓及び元村浄水場浄水	
基1	一般細菌	≦100個/ml	月1回	12	
基2	大腸菌	不検出		12	
基3	カドミウム及びその化合物	≦0.003	3年1回(注1)	6	
基4	水銀及びその化合物	≦0.0005		6	
基5	セレン及びその化合物	≦0.01		6	
基6	鉛及びその化合物	≦0.01		6	
基7	ヒ素及びその化合物	≦0.01		6	
基8	六価クロム化合物	≦0.05		6	
基9	亜硝酸態窒素	≦0.04mg/l		3年1回(注1)	6
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	≦0.01	年4回	6	
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	≦10	年4回	6	
基12	フッ素及びその化合物	≦0.8		6	
基13	ホウ素及びその化合物	≦1	3年1回(注1)	6	
基14	四塩化炭素	≦0.002		6	
基15	1,4-ジオキサン	≦0.05	年4回	6	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	≦0.04	年4回	6	
基17	ジクロロメタン	≦0.02	3年1回(注1)	6	
基18	テトラクロロエチレン	≦0.01		6	
基19	トリクロロエチレン	≦0.01		6	
基20	ヘルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びヘルフルオロオクタン酸(PFOA)	≦0.000005	年4回	6	
基21	ベンゼン	≦0.01	3年1回(注1)	6	
基22	塩素酸	≦0.6	年4回	6	
基23	クロロ酢酸	≦0.02		6	
基24	クロロホルム	≦0.06		6	
基25	ジクロロ酢酸	≦0.04		6	
基26	ジブromクロロメタン	≦0.1		6	
基27	臭素酸	≦0.01		6	
基28	総トリハロメタン	≦0.1		6	
基29	トリクロロ酢酸	≦0.2		6	
基30	ブromジクロロメタン	≦0.03		6	
基31	ブromホルム	≦0.09		6	
基32	ホルムアルデヒド	≦0.08		6	
基33	亜鉛及びその化合物	≦1		3年1回(注1)	6
基34	アルミニウム及びその化合物	≦0.2	年4回	6	
基35	鉄及びその化合物	≦0.3	年1回(注2)	6	
基36	銅及びその化合物	≦1	3年1回(注1)	6	
基37	ナトリウム及びその化合物	≦200		6	
基38	マンガン及びその化合物	≦0.05		6	
基39	塩化物イオン	≦200	月1回	12	
基40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	≦300		6	
基41	蒸発残留物	≦500	年4回	6	
基42	陰イオン界面活性剤	≦0.2		6	
基43	シエオスミン	≦0.00001	発生時期に月1回	発生時期(5~11月)に月1回	
基44	2-メチルイソホルネオール	≦0.00001			
基45	非イオン界面活性剤	≦0.02	年4回	6	
基46	フェノール類	≦0.005	3年1回(注1)	6	
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	≦3	月1回	12	
基48	pH値	≧5.8、≦8.6		12	
基49	味	異常でない		12	
基50	臭気	異常でない		12	
基51	色度	≦5度		12	
基52	濁度	≦2度		12	

- 備考 ① 注1は、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染のおそれがない場合
 ② 注2は、基準値の2/10以下で原水等の変動による汚染のおそれがない場合
 ③ は水道法に基づき、水質検査を省略できない項目です。
 ④ は平成23年度の水道水質基準改正値
 ⑤ は平成26年度の水道水質基準改正による項目増
 ⑥ は令和8年度の水道水質基準改正による項目増

独自に行う水質検査(原水)
水質検査計画表(3) 原水基準項目(39項目)

別表7

項目 No.	水質基準項目	浄水水質基準 (参考)	検査回数(回/年)			
			子々川浄水場		元村浄水場	
			原水 (6水源)	浄水場入口 (着水井)	原水 (3水源)	浄水場入口 (着水井)
基1	一般細菌	≦100個/ml	1	1	1	1
基2	大腸菌	不検出	1	1	1	1
基3	カドミウム及びその化合物	≦0.003mg/l	1	1	1	1
基4	水銀及びその化合物	≦0.0005mg/l	1	1	1	1
基5	セレン及びその化合物	≦0.01mg/l	1	1	1	1
基6	鉛及びその化合物	≦0.01mg/l	1	1	1	1
基7	ヒ素及びその化合物	≦0.01mg/l	1	1	1	1
基8	六価クロム化合物	≦0.05mg/l	1	1	1	1
基9	亜硝酸態窒素	≦0.04mg/l	1	1	1	1
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	≦0.01mg/l	1	1	1	1
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	≦10mg/l	1	1	1	1
基12	フッ素及びその化合物	≦0.8mg/l	1	1	1	1
基13	ホウ素及びその化合物	≦1mg/l	1	1	1	1
基14	四塩化炭素	≦0.002mg/l	1	1	1	1
基15	1,4-ジオキサン	≦0.05mg/l	1	1	1	1
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	≦0.04mg/l	1	1	1	1
基17	ジクロロメタン	≦0.02mg/l	1	1	1	1
基18	テトラクロロエチレン	≦0.01mg/l	1	1	1	1
基19	トリクロロエチレン	≦0.01mg/l	1	1	1	1
基31	ベンゼン	≦0.01mg/l	1	1	1	1
基32	亜鉛及びその化合物	≦1mg/l	1	1	1	1
基33	アルミニウム及びその化合物	≦0.2mg/l	1	1	1	1
基34	鉄及びその化合物	≦0.3mg/l	1	1	1	1
基35	銅及びその化合物	≦1mg/l	1	1	1	1
基36	ナトリウム及びその化合物	≦200mg/l	1	1	1	1
基37	マンガン及びその化合物	≦0.05mg/l	1	1	1	1
基38	塩化物イオン	≦200mg/l	1	1	1	1
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	≦300mg/l	1	1	1	1
基40	蒸発残留物	≦500mg/l	1	1	1	1
基41	陰イオン界面活性剤	≦0.2	1	1	1	1
基42	ジオキシシン	≦0.00001mg/l	1	1	1	1
基43	2-メチルイソボルネオール	≦0.00001mg/l	1	1	1	1
基44	非イオン界面活性剤	≦0.02mg/l	1	1	1	1
基45	フェノール類	≦0.005mg/l	1	1	1	1
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	≦3mg/l	1	1	1	1
基48	pH値	≧5.8、≦8.6	1	1	1	1
基49	臭気	異常でない	1	1	1	1
基50	色度	≦5度	1	1	1	1
基51	濁度	≦2度	1	1	1	1

備考 ① 基準値の欄の、≦は以下、≧は以上を示す。

は平成23年度の水道水質基準法改正値

は平成26年度の水道水質基準法改正による項目増

水質検査計画表(4-1) 水質管理目標設定項目

別表8

項目 No.	検査項目	目標値(mg/L) (P:暫定値)	検査頻度(回/年)				設定理由等
			子々川浄水場		元村浄水場		
			原水(着水井)	管末給水栓	原水(着水井)	浄水場出口	
目1	アンチモン及びその化合物	(注3) ≤0.02	—	1	—	1	安全確認のため、浄水を検査
目2	ウラン及びその化合物	≤0.002 P	—	1	—	1	
目3	ニッケル及びその化合物	(注3) ≤0.02 P	—	1	—	1	
目4	(注4)亜硝酸態窒素	≤0.05 P	1	6	1	6	基準項目と重複
目5	1,2-ジクロロエタン	≤0.004	—	1	—	1	安全確認のため、浄水を検査
目8	トルエン	≤0.4	—	1	—	1	
目9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	≤0.1	—	1	—	1	
目10	亜塩素酸	≤0.6	—	—	—	—	消毒剤に二酸化塩素を使用していないため検査省略
目12	二酸化塩素	≤0.6	—	—	—	—	消毒副生成物であるため、浄水を検査
目13	ジクロロアセトトリル	≤0.01 P	—	1	—	1	
目14	抱水クロラール	≤0.02 P	—	1	—	1	
目15	農薬類 (注1) (除草剤、殺菌及び殺虫剤)	1(注2)	—	—	—	—	西彼保健所と検査項目、時期等協議後決定する。
目16	残留塩素	≤1	—	365	—	365	毎日検査項目と重複
目17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10 ≤ ≤100	1	6	1	6	基準項目と重複
目18	マンガン及びその化合物	≤0.01	1	6	1	6	
目19	遊離炭酸	≤20	—	1	—	1	性状確認のため浄水を検査
目20	1,1,1-トリクロロエタン	≤0.3	—	1	—	1	安全確認のため、浄水を検査
目21	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	≤0.02	—	1	—	1	
目22	有機物等(過マンガンを消費量)	≤3	—	1	—	1	性状確認のため浄水を検査
目23	臭気強度(TON)	≤3TON	—	1	—	1	基準項目と重複
目24	蒸発残留物	30 ≤ ≤200	1	6	1	6	
目25	濁度	≤1度	1	6	1	6	
目26	pH値	7.5程度	1	6	1	6	性状確認のため浄水を検査
目27	腐食性(ランゲリア指数)	-1~0	—	1	—	1	
目28	従属栄養細菌	2,000CFU/ml P	—	1	—	1	水道施設の健全性の判断指標
目29	1-1-ジクロロエチレン	≤0.1	—	1	—	1	安全確認のため、浄水を検査
目30	アルミニウム及びその化合物	≤0.1	—	6	—	6	基準項目と重複

(注1) 全101項目の中から、西彼保健所と協議の上、10~15項目程度を選定して検査する。

(注2) 各農薬の検出値と目標値の総和で単位はありません。

(注3) 平成26年度の水道水質基準改正により目標値が改正

(注4) 平成26年度の水道水質基準改正により基準項目へ格上げ。

(注5) 令和2年度の水道水質基準改正により水質管理目標設定項目へ格上げ。

水質検査表(4-2) その他の水質検査項目

別表9

項目 No.	検査項目	検査頻度(回/年)				設定理由等
		子々川浄水場		元村浄水場		
		原水(水源)	管末給水栓	原水(水源)	浄水場出口	
他1	嫌気性芽胞菌(定量)大腸菌(定量)	12(5検体) 1(1検体)	—	12(1検体) 1(2検体)	—	過去の検査結果から表流水と貯水は毎月1回、深井戸水は年間1回
他2	クリプトスポリジウム	2(5検体) 1(1検体)	1(1検体)	2(1検体) 1(2検体)	1(1検体)	指標細菌検出結果から表流水と貯水は年間2回、深井戸水については年間1回
他3	ジアルジア	2(5検体) 1(1検体)	1(1検体)	2(1検体) 1(2検体)	1(1検体)	指標細菌検出結果から表流水と貯水は年間2回、深井戸水については年間1回
他4	ダイオキシン類	1(注1)	2(注2)	—	—	原水は西海川、浄水は子々川浄水場内浄水池
他5	全窒素	2(3検体)	—	—	—	西海川、中山及び久留里ダムの環境調査のため。
		1(2検体)	—	—	—	西海川上流及び谷口川上流の環境調査のため。
他6	全りん	2(3検体)	—	—	—	西海川、中山及び久留里ダムの環境調査のため。
		1(2検体)	—	—	—	西海川上流及び谷口川上流の環境調査のため。
他7	生物化学的酸素要求量(BOD)	2(3検体)	—	—	—	西海川、中山及び久留里ダムの環境調査のため。
		1(2検体)	—	—	—	西海川上流及び谷口川上流の環境調査のため。
他8	E260(紫外線吸光度)	2(3検体)	—	—	—	西海川、中山及び久留里ダム環境調査のため。

(注1) 検査方法は環境庁告示の方法による。

(注2) 検査方法は厚生労働省告示の方法による。

平成27年度において他4ダイオキシン類の浄水頻度を1回増。